

千葉市定員適正化計画を見直しました

千葉市では、平成31年4月から令和5年4月までを計画期間とした「千葉市定員適正化計画」に基づき定員管理を進めてきたところですが、引き続き計画の考えに添った職員の確保と配置を行うとともに、「千葉市基本計画 第1次実施計画」の着実な推進等のため、同計画を見直しましたので、お知らせします。

1 千葉市定員適正化計画の見直しの概要

(1) 計画期間

- ・現行 平成31年4月1日～令和5年4月1日
 - ・見直し後 平成31年4月1日～令和7年4月1日
- ※「千葉市基本計画 第1次実施計画」（令和5～7年度）に合わせ延長するもの。

(2) 計画数の見直し

児童相談所の配置基準を踏まえた児童福祉司等の増員など、計画期間の見直しによる今後の2年間で必要となる行政需要へ対応するため、新たに75人程度を増員する。

2 添付資料

- (1) 千葉市定員適正化計画の見直しについて（資料1）
- (2) 千葉市定員適正化計画（資料2）